

部落解放同盟中央機関紙

編集発行人 組坂 繁之

解放新聞社 大阪市港区波除4丁目1-37

電話 (06)6581-8516 ファクシミリ (06)6581-8517

月4回 月曜日発行(第5巻を除く) 1948年7月30日第3種郵便物認可

定価1部8頁90円 年ぎめ1部4320円(送料別)

本紙購読の申し込み

●同盟員は支部を通じて申し込んでください。

購読料 月360円

●一般購読者は郵便振替で申し込んでください。振替用紙は郵便局にあります。通信欄に住所、名前、部数を書きこんでください。

購読料 年ぎめ1部4320円+送料1968円

郵便振替 00950-3-45126

解放新聞

万年筆で新証拠を提出

発見万年筆は「細字」

脅迫状の訂正は「中字」と

狭山事件再審弁護団は1月31日、カモイから発見された万年筆は、脅迫状を訂正した筆記用具ではないことを明らかにする新証拠「川窪第3鑑定」を東京高裁に提出した。

川窪鑑定を東京高裁に

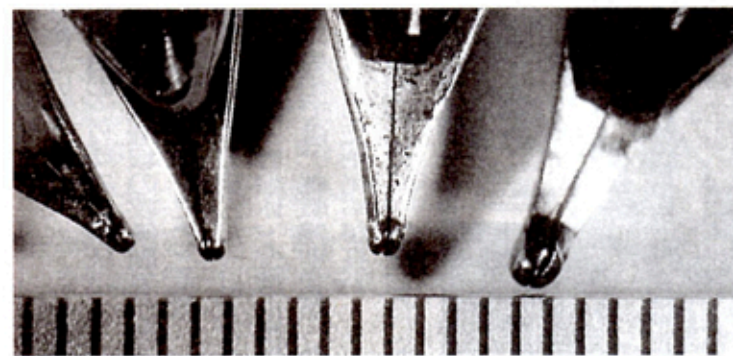
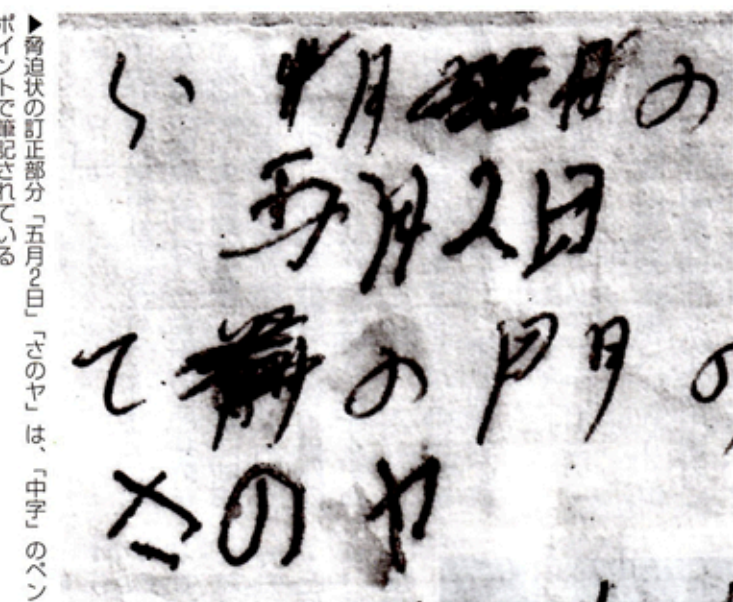
狭山事件の脅迫状は、身代金受け渡しの日付と場所の部分について、先に書かれていた文字が「五月二日」「さのや」と書き直されて被害者宅に届けられている。寺尾判決(74年・東京高裁、確定判決)は、この訂正

寺尾判決は完全に崩壊

川窪鑑定人は、万年筆の製造・修復・調整に40年たずさわり、機械工学士として、脅迫状の訂正文字は「中字」と鑑定し、弁護団が新証拠として東京高裁に提出している(川窪鑑定・2422号既報)。今回は、証拠開示された文字を分析し、同じ結論を導いた。

第31次東京高裁前アピル行動の最終日は、2月2

日。朝と昼にそれぞれ40人前後が集まり、54年間無実を訴える石川一雄さんの再審を訴えた。埼玉、東京、神奈川の同盟員や、千葉、埼玉の住民の会、曹洞宗、キリスト者など宗教者や個人が参加した。風邪が長引かず治ったという石川さんは、晴れやかな表情で元気にマイクを握った。



万年筆の先にある紙に接する部分。ペンポイント。左から「細字」「細字」「中字」「太字」。ペンポイントの大きさによって筆記する文字の線に違いが生じる(1目盛りは0.5mm、写真はペン先の裏面)



「社会復帰をはたした」と石山さん(右)。石川さんの再審無罪を訴えた(2月2日・東京高裁前)

高裁前で再審訴え 石川一雄さんとともに40人が

直接閲覧して「細字」のペンポイントの万年筆で筆記されたものと明らかにした。そして、脅迫状の訂正文字と比較し、訂正文字は、書面の数字よりも線の幅が明らかに太く、また、文字の書き終わりで線が細くならないことなど、「中字」の特徴があらわれていることを明らかにした。訂正文字は、石川さんの「自由」ではボールペンで訂正したことになっていない。しかし、控訴審で鑑定されて筆記用具は万年筆だとわかり、自由は客観的事実と食い違っていた。この食い違いを、寺尾判決は、石川さんがウンをついたと

してごまかしている。寺尾判決によると、発見万年筆、被害者の万年筆、訂正万年筆は、すべて同じ万年筆ということになる。しかし、昨年8月の下山鑑定は、発見万年筆は被害者の万年筆ではないと証明し、今回の川窪第3鑑定と09年の川窪鑑定・報告書は、訂正万年筆でもないと証明した。寺尾判決は完全に崩壊した。また、発見万年筆は当初から発見経過や自白の不自然さなど疑問だらけ。事件と無関係な万年筆だとわかり、警察による証拠ねつ造の疑いはますます深まった。